質　疑　回　答　書

令和8年11月26日

工事名又は業務名　旧吹田市職員会館解体撤去ほか工事設計業務

質　疑　事　項（図面番号:　　番　仕様書:　4、8　頁　設計図書:　　頁）
仕様書にて「既存建築物の法令等への適合に係る調査及び検討（本業務の対象工事に伴い法適合が必要となる部分）」 とありますが、調査及び検討を発注者様に報告とし、既存不適格調書は本業務外と考えてよろしいでしょうか。 又、建基法適法化改修が必要となった場合は本業務内でしょうか。本業務内であればどの程度改修が必要とお考えかご教授願います。
回　答
計画通知に伴う既存不適格調書は本業務に含みます。 改修の規模は、本計画における増築に伴う建築基準法及び関係法令への適合が必要となる部分の工事を想定しており、本業務に含みます。
質　疑　事　項（図面番号:　　番　仕様書:　　頁　設計図書:　　頁）
回　答